

## 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2022年1月4日改定）

### ■無通帳型総合口座特約

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>2 この口座の申込み</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この口座以外の総合口座取引規定の適用のある通常貯金を受け入れる口座（以下「有通帳口座」といいます。）をこの口座とする申込みは、ゆうちょダイレクト規定第20条（無通帳型総合口座への切替）により取り扱います。</p>	<p>2 この口座の申込み</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) この口座以外の総合口座取引規定の適用のある通常貯金を受け入れる口座（以下「有通帳口座」といいます。）をこの口座とする申込みは、ゆうちょダイレクト規定第20条（無通帳型総合口座への切替）<u>又はスマートフォンアプリ利用規定第12条（無通帳型総合口座への切替）</u>により取り扱います。</p>
<p>4 預入、払戻し等の取扱い</p> <p>(1) 本支店等においてこの口座の通常貯金の預入、払戻しその他通帳の提出が必要な取引を行う場合は、通帳の提出に代えて、この口座のキャッシュカードを提出してください。この場合には、預金者本人を確認できる当行所定の証明資料の提示等の当行所定の手続により取り扱うものとします。なお、この口座の通常貯金の全部払戻しの請求による払戻しは、払戻証書を当行所定の方法により発行し、これを請求人に交付して行います。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 預入、払戻し等の取扱い</p> <p>(1) 本支店等においてこの口座の通常貯金の預入、払戻しその他通帳の提出が必要な取引を行う場合は、通帳の提出に代えて、この口座のキャッシュカードを提出してください。この場合には、預金者本人を確認できる当行所定の証明資料の提示等の当行所定の手続により取り扱うものとします。なお、この口座の通常貯金の全部払戻しの請求による払戻しは、<u>キャッシュカード規定第3条（暗証払）に規定する暗証払による場合を除き</u>、払戻証書を当行所定の方法により発行し、これを請求人に交付して行います。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正特約は、<u>2021年5月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正特約は、<u>2022年1月4日</u>から実施します。</p>

### ■キャッシュカード規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>1 カードの利用</p> <p>(1) 通常貯金及び通常貯蓄貯金（以下「貯金」といいます。）について、当行所定の方法により交付したキャッシュカード（ICチップのある当行所定のキャッシュカード（第5条第3項②、第17条第1項及び第19条第1項において「ICキャッシュカード」といいます。）を含みます。以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 本支店等に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）により貯金の一部払戻し（以下「暗証払」といいます。）をする場合</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>1 カードの利用</p> <p>(1) 通常貯金及び通常貯蓄貯金（以下「貯金」といいます。）について、当行所定の方法により交付したキャッシュカード（ICチップのある当行所定のキャッシュカード（第5条第3項②、第17条第1項及び第19条第1項において「ICキャッシュカード」といいます。）を含みます。以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 本支店等に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）により貯金の一部払戻し<u>又は全部払戻し</u>（以下「暗証払」といいます。）をする場合</p> <p>③～⑦ (同左)</p> <p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>3 暗証払</p> <p>暗証払を受けようとするときは、当行所定の払戻請求書にカード又は通帳（カードの交付を受けた貯金の通帳に限ります。）（以下「カード等」といいます。）を添えて本支店等に提出し、端末機に届出の暗証（当行が指定する暗証を含みます。以下同じとします。）を正確に入力してください。</p>	<p>3 暗証払</p> <p>暗証払を受けようとするときは、当行所定の払戻請求書にカード又は通帳（カードの交付を受けた貯金の通帳に限ります。）（以下「カード等」といいます。）を添えて本支店等に提出し、端末機に届出の暗証（当行が指定する暗証を含みます。以下同じとします。）を正確に入力してください。<u>ただし、暗証払における貯金の全部払戻しの取扱いは、カードに限り</u><u>ます。</u></p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2021年1月13日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2022年1月4日</u>から実施します。</p>

### ■ゆうちょダイレクト規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>2 利用の申込み等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) テレホンサービス（照会サービスに限ります。）又はダイレクトサービスの利用の申込みにあつては、当行所定の方法により、<u>当行所定のホームページ上にて</u>行うことができます。ダイレクトサービスにあつて</p>	<p>2 利用の申込み等</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) テレホンサービス（照会サービスに限ります。）又はダイレクトサービスの利用の申込みにあつては、当行所定の方法により行うことができます。ダイレクトサービスにあつては、当行所定の<u>手続が完了</u>するまで</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2022年1月4日改定）**

改定前	改定後
<p>は、当行所定の<u>期間が経過</u>するまでは照会サービスその他の当行所定の取扱いのみ利用できるものとします。なお、当該申込みが可能な口座は当行所定のものに限りません。</p> <p>(4) 利用者は、ダイレクトサービスで利用する利用者名義の口座（以下「利用口座」といいます。）を、<u>当行所定の口座数の範囲内で</u>当行に届け出ることができます。なお、<u>利用口座のうち1つは、代表口座として届け出るものとします。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 前項のほか、利用者は<u>届け出た</u>代表口座の変更又は利用口座（代表口座及び無通帳型総合口座を除きます。）の解除を当行に届け出ることができます。</p> <p>(7) 第3項、第4項及び前項の申込み又は届出をしようとするときは、利用者（第3項の申込みをしようとする加入者又は預金者を含みます。以下この条において同じとします。）は、<u>インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、</u>パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(8)～(9) (略)</p>	<p>は照会サービスその他の当行所定の取扱いのみ利用できるものとします。なお、当該申込みが可能な口座は当行所定のものに限りません。</p> <p>(4) <u>ダイレクトサービスの申込みにあたっては、</u>利用者は、ダイレクトサービスで利用する利用者名義の口座（以下「利用口座」といいます。）を、当行に届け出る<u>ものとします。なお、当行所定の条件に該当する利用者は、利用口座を当行所定の口座数の範囲内で当行に届け出ることができるものとします。この場合においては、最初に届け出た利用口座を代表口座とします。</u></p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 前項のほか、利用者は代表口座の変更又は利用口座（代表口座及び無通帳型総合口座を除きます。）の解除を当行に届け出ることができます。</p> <p>(7) 第3項、第4項及び前項の申込み又は届出をしようとするときは、利用者（第3項の申込みをしようとする加入者又は預金者を含みます。以下この条において同じとします。）は、パソコン等<u>その他の表示</u>画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</p> <p>(8)～(9) (同左)</p>
<p>7 本人確認</p> <p>(1) このサービスにおける本人確認は、利用者から通知された次の各号に掲げる番号等（以下「記号番号等」といいます。）の一部と、当行に登録されている記号番号等の一部との一致を確認することにより行います。このサービスの本人確認に使用する記号番号等の組合せは取引内容ごとに当行の定める組合せによるものとします。なお、ワンタイムパスワードは<u>取引の都度、</u>任意の数字を当行所定の方法により当行から指定します。</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>7 本人確認</p> <p>(1) このサービスにおける本人確認は、利用者から通知された次の各号に掲げる番号等（以下「記号番号等」といいます。）の一部と、当行に登録されている記号番号等の一部との一致を確認することにより行います。このサービスの本人確認に使用する記号番号等の組合せは取引内容ごとに当行の定める組合せによるものとします。なお、ワンタイムパスワードは、任意の数字を当行所定の方法により当行から指定します。</p> <p>①～⑨ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>9 担保定額定期貯金の取扱い</p> <p>(1) 担保定額定期貯金の取扱いは、次の取扱いです。</p> <p>① 利用者の請求に基づき、当該利用者の通常貯金の払戻金（総合口座取引規定第8条（自動貸付け）に係るものを除きます。）を当該利用者の自動貸付担保貯金（総合口座取引規定第1条（総合サービス）に規定する自動貸付担保貯金をいいます。以下同じとします。）に振り替えてする預入の取扱い（第4項及び第24条第1項において「預入の取扱い」といいます。<u>ただし、当該利用者が無通帳型総合口座の加入者である場合は、当該利用者の自動貸付担保貯金である定期貯金に振り替えてする預入の取扱いに限りません。</u>）</p> <p>② 利用者（<u>無通帳型総合口座の加入者に限りません。以下この号において同じとします。</u>）の請求に基づき、当該利用者の自動貸付担保貯金の払戻金を当該利用者の通常貯金に振り替えてする預入の取扱い（第4項及び第24条第1項において「払戻しの取扱い」といいます。）</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 担保定額定期貯金の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより、預入の取扱い若しくは払戻しの取扱いの依頼内容を確認し当該取扱いをした時又は変更の取扱いの依頼内容を確認した時に成立するものとします。</p> <p>(5)～(6) (略)</p>	<p>9 担保定額定期貯金の取扱い</p> <p>(1) 担保定額定期貯金の取扱いは、次の取扱いです。</p> <p>① 利用者の請求に基づき、当該利用者の通常貯金の払戻金（総合口座取引規定第8条（自動貸付け）に係るものを除きます。）を当該利用者の自動貸付担保貯金（総合口座取引規定第1条（総合サービス）に規定する自動貸付担保貯金をいいます。以下同じとします。）に振り替えてする預入の取扱い（第4項及び第24条第1項において「預入の取扱い」といいます。）</p> <p>② 利用者の請求に基づき、当該利用者の自動貸付担保貯金の払戻金を当該利用者の通常貯金に振り替えてする預入の取扱い（第4項及び第24条第1項において「払戻しの取扱い」といいます。）</p> <p>③ (同左)</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(4) 担保定額定期貯金の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより、預入の取扱い若しくは払戻しの取扱いの依頼内容を確認し当該<u>預入若しくは払戻し</u>の取扱いをした時又は変更の取扱いの依頼内容を確認した時に成立するものとします。</p> <p>(5)～(6) (同左)</p>
<p>10 口座貸越サービス</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1項③の取扱いにより、照会できる事項は次の各号に掲げるとおり</p>	<p>10 口座貸越サービス</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 第1項③の取扱いにより、照会できる事項は次の各号に掲げるとおり</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2022年1月4日改定）**

改定前	改定後
<p>です。</p> <p>① 極度額</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 貸越利子・遅延損害金</p> <p>⑥～⑧ (略)</p>	<p>です。</p> <p>① 極度額 <u>（口座貸越サービス規定第5条（極度額）第1項に規定する極度額をいいます。）</u></p> <p>②～④ (同左)</p> <p>⑤ 貸越利子・遅延損害金 <u>（口座貸越サービス規定第7条（貸越利子・遅延損害金等）第3項に規定する貸越利子及び同条第4項に規定する遅延損害金をいいます。）</u></p> <p>⑥～⑧ (同左)</p>
<p>19 投資信託取引に係る電子交付</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 次の各号のいずれかに該当する場合には、電子交付を終了し、当行所定の日以降に交付される対象書類は紙媒体へ切り替えて交付します。</p> <p>① 利用者がダイレクトサービスの利用を廃止した場合</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(12)～(16) (略)</p>	<p>19 投資信託取引に係る電子交付</p> <p>(1)～(10) (同左)</p> <p>(11) 次の各号のいずれかに該当する場合には、電子交付を終了し、当行所定の日以降に交付される対象書類は紙媒体へ切り替えて交付します。</p> <p>① 利用者がダイレクトサービスの利用を廃止した場合 <u>（<b>ゆうちょ通帳アプリ</b>（スマートフォンアプリ利用規定第5条（総則）に規定する<b>ゆうちょ通帳アプリ</b>をいいます。）を利用しているときを除きます。）</u></p> <p>②～④ (同左)</p> <p>(12)～(16) (同左)</p>
<p>20 無通帳型総合口座への切替</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 国債等規定第3条（国債等振替口座加入通帳の提出）に<b>定める</b>加入通帳は、無通帳型総合口座への切替の成立後においても使用することができます。</p>	<p>20 無通帳型総合口座への切替</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 国債等規定第3条（国債等振替口座加入通帳の提出）に<b>規定する</b>加入通帳は、無通帳型総合口座への切替の成立後においても使用することができます。</p>
<p>26 利用の廃止</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者が1年以上にわたりこのサービスを利用しなかったとき、その他相当の事由があると当行が認めたときは、当該利用者に通知することなく、当行はこのサービスの利用を停止し又は廃止することができるものとします。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>26 利用の廃止</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 利用者が1年以上にわたりこのサービスを利用しなかったとき、その他相当の事由があると当行が認めたときは、当該利用者に通知することなく、当行は<b>このサービスの全部又は一部の利用を制限することがあるほか</b>、このサービスの利用を停止し又は廃止することができるものとします。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<b>2021年5月6日</b>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<b>2022年1月4日</b>から実施します。</p>

■スマートフォンアプリ利用規定規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>第6条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①「本アプリ」</p> <p>(略)</p> <p>②「本サービス」</p> <p>本アプリをインストールすることにより利用者が利用することができる次条に規定するサービスをいいます。</p> <p>③「利用者」</p> <p>当行の総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。以下本章において同じとします。）の加入者（個人（個人事業者を含みます。）に限ります。）のうち、第1章及び本章に同意のうえ第10条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥「届出口座情報」</p> <p>利用者が本アプリを通じて照会する届出口座の残高及び入出金明細等をいいます。</p> <p>⑦～⑨ (略)</p>	<p>第6条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①「本アプリ」</p> <p>(同左)</p> <p>②「本サービス」</p> <p>本アプリをインストールすることにより利用者が利用することができる次条<b>から第13条まで</b>に規定するサービスをいいます。</p> <p>③「利用者」</p> <p>当行の総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。以下本章において同じとします。）の加入者（個人（個人事業者を含みます。）に限ります。）のうち、第1章及び本章に同意のうえ第16条に定める手続を行い、本サービスを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑤ (同左)</p> <p>⑥「届出口座情報」</p> <p>利用者が本アプリを通じて照会する<b>ことができる</b>届出口座の残高及び入出金明細等をいいます。</p> <p>⑦～⑨ (同左)</p>
<p>第7条（<b>本サービス</b>）</p>	<p>第7条（<b>利用可能なサービス</b>）</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2022年1月4日改定）**

改定前	改定後
<p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p><u>① 届出口座の現在高照会、入出金明細照会、収支グラフ化、並びに担保定額貯金及び担保定期貯金の明細照会</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>2 前項①について、既に応答した内容については、訂正依頼その他相当の事由がある場合には、利用者に通知することなく変更することがあります。当該変更のために生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p>	<p>本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p><u>① 届出口座情報照会</u></p> <p><u>② 定額貯金・定期貯金の取扱い（以下本章において「担保定額定期貯金の取扱い」といいます。）</u></p> <p><u>③ 口座貸越サービス</u></p> <p><u>④ 投資信託取引</u></p> <p><u>⑤ 無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に規定する無通帳型総合口座をいいます。以下同じとします。）への切替</u></p> <p><u>⑥ 届出事項の変更</u></p> <p><u>⑦ (同左)</u></p> <p><u>⑧ (同左)</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第8条（届出口座情報照会）</u></p> <p>1 届出口座情報照会は、届出口座の現在高照会、入出金明細照会、収支グラフ化、担保定額定期貯金の明細照会、投資信託の残高照会及び口座貸越サービスに係るお借入残高の照会ができるサービスです。</p> <p>2 前項の照会をしようとするときは、利用者は、当行所定の方法により行ってください。</p> <p>3 既に応答した内容については、訂正依頼その他相当の事由がある場合には、利用者に通知することなく変更することがあります。当該変更のために生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第9条（担保定額定期貯金の取扱い）</u></p> <p>1 本アプリにおける担保定額定期貯金の取扱いは、次の取扱いです。</p> <p><u>① 利用者の請求に基づき、当該利用者の通常貯金の払戻金（総合口座取引規定第8条（自動貸付け）に係るものを除きます。）を当該利用者の自動貸付担保貯金（総合口座取引規定第1条（総合サービス）に規定する自動貸付担保貯金をいいます。以下本章において同じとします。）に振り替えてする預入の取扱い（第3項において「預入の取扱い」といいます。）</u></p> <p><u>② 利用者の請求に基づき、当該利用者の自動貸付担保貯金の払戻金を当該利用者の通常貯金に振り替えてする預入の取扱い（第3項において「払戻しの取扱い」といいます。）</u></p> <p><u>③ 利用者の請求に基づき、自動貸付担保貯金である定期貯金の預入期間が経過したときの取扱いを変更する取扱い（定期貯金規定第8条（取扱いの変更）に規定する継続預入の取扱い、再預入の取扱い又は満期振替預入の取扱いを相互に変更する取扱いをいいます。）又は預入期間が2年の自動貸付担保貯金である定期貯金について、中間利払額（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に規定する中間利払額をいいます。）の取扱方法を変更する取扱い（定期貯金規定第13条（中間利子定期預入等の変更）に規定する中間利子定期預入の取扱いを中間利子振替預入の取扱いに又は中間利子振替預入の取扱いを中間利子定期預入の取扱いに変更する取扱いをいいます。）（第3項において「変更の取扱い」といいます。）</u></p> <p>2 本アプリにおいて、前項の請求をしようとするときは、利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力し、利用者端末の画面に表示される当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により担保定額定期貯金の取扱いの請求電文を当</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2022年1月4日改定）**

改定前	改定後
	<p>行に送信してください。</p> <p>3 <u>担保定額定期貯金の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより、預入の取扱い若しくは払戻しの取扱いの依頼内容を確認し当該預入若しくは払戻しの取扱いをした時又は変更の取扱いの依頼内容を確認した時に成立するものとします。</u></p> <p>4 <u>自動貸付担保貯金の利率は、前項に定める成立時における当行所定の利率を適用するものとします。</u></p> <p>5 <u>本アプリにより預入された自動貸付担保貯金は、総合口座取引規定第14条（自動貸付けの取扱いの廃止等）に規定する自動貸付けの取扱いの廃止ができません。</u></p>
(新設)	<p><u>第10条（口座貸越サービス）</u></p> <p>1 <u>本アプリにおける口座貸越サービスの取扱いは、次のとおりです。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">① <u>利用者の請求に基づき、口座貸越サービス規定第11条（随時返済）の随時返済を受け付ける取扱い</u></p> <p style="margin-left: 20px;">② <u>当行所定の方法により、口座貸越サービスに係る情報の照会ができる取扱い</u></p> <p>2 <u>前項①の請求をしようとするときは、利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p>3 <u>前項において利用者は、当行が利用者端末の画面に表示する当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により第1項①の取扱いの請求電文を当行に送信してください。</u></p> <p>4 <u>ダイレクトサービス（ゆうちょダイレクト規定第1条（ゆうちょダイレクト）に規定するダイレクトサービスをいいます。以下本章において同じとします。）を利用しており、ダイレクトサービスの利用が廃止された場合、当行は照合表（口座貸越サービス規定第3条（取引方法）第8項に規定する通知をいいます。）を郵送することとします。</u></p> <p>5 <u>第1項②の取扱いにより、照会できる事項は次の各号に掲げるとおりです。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">① <u>極度額（口座貸越サービス規定第5条（極度額）第1項に規定する極度額をいいます。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">② <u>適用利率</u></p> <p style="margin-left: 20px;">③ <u>お借入残高</u></p> <p style="margin-left: 20px;">④ <u>貸越利子・遅延損害金（口座貸越サービス規定第7条（貸越利子・遅延損害金等）第3項に規定する貸越利子及び同条第4項に規定する遅延損害金をいいます。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">⑤ <u>お借入可能額</u></p> <p style="margin-left: 20px;">⑥ <u>お取引明細</u></p> <p style="margin-left: 20px;">⑦ <u>その他当行所定の事項</u></p>
(新設)	<p><u>第11条（投資信託取引）</u></p> <p>1 <u>本アプリにおける投資信託取引については、ゆうちょダイレクト規定第18条（投資信託取引）（同条第2項、第11項及び第12項を除きます。）を準用します。この場合において、同条中「ダイレクトサービス」とあるのは、「本アプリ」と、「パソコン等」とあるのは、「利用者端末」と読み替えるものとします。なお、利用者が未成年である場合、本アプリにおける投資信託取引を行うことはできないものとします。</u></p> <p>2 <u>本アプリにおける投資信託取引に係る電子交付の取扱いについては、ゆうちょダイレクト規定第19条（投資信託取引に係る電子交付）（同条第11項①を除きます。）を準用します。この場合において、同条中「ダイレクトサービス」とあるのは、「本アプリ」と、「パソコン等」とあるのは、「利用者端末」と読み替えるものとします。</u></p>
(新設)	<p><u>第12条（無通帳型総合口座への切替）</u></p> <p>1 <u>利用者は、本アプリにより、無通帳型総合口座以外の総合口座取引規定の適用のある通常貯金を無通帳型総合口座とする申込み（以下本章にお</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2022年1月4日改定）**

改定前	改定後
	<p>いて「無通帳型総合口座への切替」といいます。)を行うことができます。</p> <p>2 <u>本アプリにおいて、前項の請求をしようとするときは、利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力し、利用者端末の画面に表示される当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により無通帳型総合口座への切替の請求電文を当行に送信してください。無通帳型総合口座への切替は、当行がコンピュータシステムにより当該申込内容を確認した時に成立するものとします。</u></p> <p>3 <u>無通帳型総合口座への切替が成立した後は、当該通常貯金に係る交付済みの通帳を使用することはできません。</u></p> <p>4 <u>国債等規定第3条（国債等振替口座加入通帳の提出）に規定する加入通帳は、無通帳型総合口座への切替の成立後においても使用することができます。</u></p>
(新設)	<p><u>第13条（届出事項の変更）</u></p> <p>1 <u>利用者は、本アプリにおいて、当行所定の操作手順に従って、届出事項（住所、電話番号その他の当行所定のものに限り、）の変更の請求をすることができます。</u></p> <p>2 <u>前項の取扱いにあたっては、第3章によりゆうちょ認証アプリに登録のうえ、第26条第1項③に規定する取引認証を行ってください。</u></p>
第8条（本人確認） （略）	第14条（本人確認） （同左）
第9条（パスコード等の管理等） （略）	第15条（パスコード等の管理等） （同左）
第10条（本サービスの利用等） （略）	第16条（本サービスの利用等） （同左）
第11条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） （略）	第17条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） （同左）
第12条（本サービスにおける禁止事項） （略）	第18条（本サービスにおける禁止事項） （同左）
第13条（利用停止等） （略）	第19条（利用停止等） （同左）
第14条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等） （略）	第20条（利用者に関する情報の収集、保有、利用等） （同左）
第15条（保証の否認及び免責） 1 当行が、 <u>第8条</u> による本人確認方法により利用者本人からの請求として本サービスの取扱いを受け付けましたうえは、本サービスに係る取扱いが利用者以外の第三者により行われたことによって利用者が損害を被った場合であっても、それにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。 2～11（略）	第21条（保証の否認及び免責） 1 当行が、 <u>本章</u> による本人確認方法により利用者本人からの請求として本サービスの取扱いを受け付けましたうえは、本サービスに係る取扱いが利用者以外の第三者により行われたことによって利用者が損害を被った場合であっても、それにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。 2～11（同左）
第16条（紛争処理及び損害賠償） （略）	第22条（紛争処理及び損害賠償） （同左）
第3章 ゆうちょ認証アプリ 第17条（総則） 第1章及び本章は、当行が提供するゆうちょ認証アプリ（以下本章において「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、利用者（ <u>本章において、ダイレクトサービスの利用口座の保有者のうち、第1章及び本章に同意のうえ第21条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</u> ）と当行との間で定めるものです。利用者は、本アプリの利用にあたって第1章及び本章に同意いただく必要がありますので、ご利用の前に必ずお読みください。	第3章 ゆうちょ認証アプリ 第23条（総則） 第1章及び本章は、当行が提供するゆうちょ認証アプリ（以下本章において「本アプリ」といいます。）の利用に関する条件を、利用者 <sup>と</sup> 当行との間で定めるものです。利用者は、本アプリの利用にあたって第1章及び本章に同意いただく必要がありますので、ご利用の前に必ずお読みください。
第18条（適用範囲） 1～2（略） 3 第1章及び本章に定めのない事項については、 <u>ゆうちょダイレクト規定</u> を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダ	第24条（適用範囲） 1～2（同左） 3 第1章及び本章に定めのない事項については、 <u>ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト</u>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表**  
**（2022年1月4日改定）**

改定前	改定後
<p>イレクト規定の用語の定義と同義とします。</p>	<p><u>規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章の用語の定義と同義とします。</u></p>
<p>第19条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③「利用者」</p> <p>第1章及び本章に同意のうえ第21条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑪（略）</p>	<p>第25条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③「利用者」</p> <p>第1章及び本章に同意のうえ第27条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④～⑪（同左）</p>
<p>第20条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>③（略）</p> <p>2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第27条（免責事項）第2項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証又は取引認証」と、同条第2項、第6項及び第28条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報又はパスワード」と読み替えるものとします。</p>	<p>第26条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p><u>① ダイレクトサービス又は通帳アプリの申込みを行うにあたり、ゆうちょダイレクト規定又は第2章に定める本人確認方法に代えて生体認証を行う取扱い</u></p> <p>②（同左）</p> <p>③（同左）</p> <p><u>④ 通帳アプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用する際、第2章に定める本人確認方法に代えて、取引認証を行う取扱い</u></p> <p><u>A 届出事項の変更</u></p> <p><u>B その他当行所定の取扱い</u></p> <p>⑤（同左）</p> <p>2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第27条（免責事項）第2項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証又は取引認証」と、同条第2項、<u>第3項及び第6項並びに</u>第28条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報又はパスワード」と読み替えるものとします。<u>また、本サービスを利用した場合の第2章の適用については、第21条第1項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第3章による生体認証又は取引認証」と読み替えるものとします。</u></p>
<p>第21条（本サービスの利用）</p> <p>1（略）</p> <p>2 本アプリのインストール後、本サービスのご利用にあたっては、次条第2項に定める利用者の生体情報の登録が必要となります。<u>ダイレクトサービスの利用にあたり、生体情報の登録後において、生体認証に代えて、再度、ワンタイムパスワードを利用した方法による本人確認を希望する場合は、ゆうちょダイレクトを一旦廃止していただき、再度お申込みいただく必要があります。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第27条（本サービスの利用）</p> <p>1（同左）</p> <p>2 本アプリのインストール後、本サービスのご利用にあたっては、<u>当行所定の本人確認、利用者情報の登録及び次条第2項に定める利用者の生体情報の登録が必要となります。なお、利用者情報の登録において、記号番号で登録する方法による場合には、総合口座（キャッシュカードの利用がある総合口座に限ります。）でのみ本サービスを利用することができるものとします。</u></p> <p><u>3 利用者は、ダイレクトサービスの利用にあたり、生体情報の登録後において、生体認証に代えて、再度、ワンタイムパスワードを利用した方法による本人確認を希望する場合は、ゆうちょダイレクトを一旦廃止していただき、再度お申込みいただく必要があります。</u></p> <p><u>4 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第4項にかかわらず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</u></p> <p><u>① ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第7項①に規定する送金限度額の変更</u></p> <p><u>② ゆうちょダイレクト規定第21条（国際送金）に規定する国際送金の</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2022年1月4日改定）**

改定前	改定後
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 前項の生体情報の登録後、利用者はパスコードの登録を行うことができます。</u></p> <p><u>4 第2項の生体情報の登録後において、生体認証を利用せず、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法によりゆうちょダイレクトにログインした場合、ダイレクトサービスにおいて前条第1項②AからGまでに掲げる取扱いが利用できません。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 本アプリを利用することができる端末の台数は、ゆうちょダイレクト1契約につき1台のみとします。</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>9 (略)</u></p> <p><u>10 (略)</u></p> <p><u>11 (略)</u></p> <p><u>12 (略)</u></p> <p><u>13 (略)</u></p> <p><u>14 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において再登録用パスワードを入力したときを除き、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクトにおいて当行所定の取引を行うことができません。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>取扱い</u></p> <p><u>③ 第13条及びゆうちょダイレクト規定第5条(送金限度額等の設定等)第7項⑥に規定する届出事項の変更のうち住所又は電話番号の変更</u></p> <p><u>5 第2項の本人確認において、本人確認に使用した証明資料に記載された氏名と既に当行に届け出ている氏名に相違がある場合その他当行が本アプリの利用を不相当と認めた場合は、当行は本アプリの利用を制限し、又は利用をお断りする場合があります。</u></p> <p><u>6 第2項の生体情報の登録後、利用者はパスコードの登録を行うことができます。</u></p> <p><u>7 第2項の生体情報の登録後において、生体認証を利用せず、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法によりゆうちょダイレクトにログインした場合、ダイレクトサービスにおいて前条第1項③AからGまでに掲げる取扱いが利用できません。</u></p> <p><u>8 (同左)</u></p> <p><u>9 (同左)</u></p> <p><u>10 利用者は、複数の利用者端末から本サービスを利用することはできません。複数の利用者端末で利用者情報の登録を行った場合、最後に利用者情報の登録を行った利用者端末においてのみ本サービスを利用できるものとします。</u></p> <p><u>11 (同左)</u></p> <p><u>12 (同左)</u></p> <p><u>13 (同左)</u></p> <p><u>14 (同左)</u></p> <p><u>15 (同左)</u></p> <p><u>16 (同左)</u></p> <p><u>17 利用者端末の変更に伴う再登録を行った場合、利用者は、変更後の端末において再登録用パスワードを入力したとき又は第2項の本人確認を行ったときを除き、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト及び通帳アプリにおいて当行所定の取引を行うことができません。</u></p>
<p>第22条（生体認証）</p> <p>1～11（略）</p> <p>12 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインしたうえで第20条第1項②AからGまでに掲げる取扱いを利用する場合には、当該パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行い、取引認証を行うものとします。</p>	<p>第28条（生体認証）</p> <p>1～11（同左）</p> <p>12 前項に従い、パーソナルコンピュータにおいてゆうちょダイレクトにログインしたうえで第26条第1項③AからGまでに掲げる取扱いを利用する場合には、当該パーソナルコンピュータ及び利用者端末において当行所定の操作を行い、取引認証を行うものとします。</p>
<p>第23条（パスコードの管理等）</p> <p>(略)</p>	<p>第29条（パスコードの管理等）</p> <p>(同左)</p>
<p>第24条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</p> <p>(略)</p>	<p>第30条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</p> <p>(同左)</p>
<p>第25条（本サービスにおける禁止事項）</p> <p>(略)</p>	<p>第31条（本サービスにおける禁止事項）</p> <p>(同左)</p>
<p>第26条（利用停止等）</p> <p>(略)</p>	<p>第32条（利用停止等）</p> <p>(同左)</p>
<p>第27条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</p> <p>(略)</p>	<p>第33条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</p> <p>(同左)</p>
<p>第28条（保証の否認及び免責）</p> <p>(略)</p>	<p>第34条（保証の否認及び免責）</p> <p>(同左)</p>
<p>第29条（紛争処理及び損害賠償）</p> <p>(略)</p>	<p>第35条（紛争処理及び損害賠償）</p> <p>(同左)</p>
<p>第4章 ATM検索アプリ</p> <p>第30条（総則）</p> <p>(略)</p>	<p>第4章 ATM検索アプリ</p> <p>第36条（総則）</p> <p>(同左)</p>
<p>第31条（本サービス）</p> <p>(略)</p>	<p>第37条（本サービス）</p> <p>(同左)</p>
<p>第32条（本サービスの利用）</p>	<p>第38条（本サービスの利用）</p>



**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2022年1月4日改定）**

改定前	改定後
(略)	(同左)
第33条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） (略)	第39条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等） (同左)
第34条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） (略)	第40条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い） (同左)
第35条（保証の否認及び免責） (略)	第41条（保証の否認及び免責） (同左)

■口座貸越サービス規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>3 取引方法</p> <p>(1) 返済用口座について、通常貯金の現在高（証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのものを除きます。）と総合口座取引規定に定める貯金担保自動貸付けに係る貸付可能金額（同規定第9条（貸付金の金額等）の額をいいます。）の合計金額（以下「払戻し可能額」といいます。）を超えて、当行所定の取引に係る請求があった場合に、当行は第5条に定める極度額を超えない範囲でその不足額を自動的に貸し出し、返済用口座へ入金するものとします（以下当該処理を「自動融資」といいます）。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>3 取引方法</p> <p>(1) 返済用口座について、通常貯金の現在高（証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのものを除きます。）と総合口座取引規定に定める貯金担保自動貸付けに係る貸付可能金額（同規定第9条（貸付金の金額等）の額をいいます。）の合計金額（以下「払戻し可能額」といいます。）を超えて、当行所定の取引に係る請求があった場合に、当行は第5条に定める極度額を超えない範囲でその不足額を自動的に貸し出し、返済用口座へ入金するものとします（以下当該処理を「自動融資」といいます。）。</p> <p>(2)～(8) (同左)</p>
<p>9 約定返済</p> <p>(1) 本サービスに基づく毎月の返済（以下「約定返済」といいます。）は、毎月8日に行うものとし、同日が日曜日等の場合は、翌営業日に行うものとします（以下約定返済を行う日を「約定返済日」といいます）。なお、約定返済額は、次項から第5項においてそれぞれ定める金額をいうものとし、返済充当順序は遅延損害金、貸越利子、貸越元金の順とします。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>9 約定返済</p> <p>(1) 本サービスに基づく毎月の返済（以下「約定返済」といいます。）は、毎月8日に行うものとし、同日が日曜日等の場合は、翌営業日に行うものとします（以下約定返済を行う日を「約定返済日」といいます。）。なお、約定返済額は、次項から第5項においてそれぞれ定める金額をいうものとし、返済充当順序は遅延損害金、貸越利子、貸越元金の順とします。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p>
<p>19 盗難カード等による自動融資</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の申出がなされた場合、当該自動融資が借主の故意による場合を除き、当行は、当行等へ通知が行われた日の30日（ただし、当行等に通知することができないやむを得ない事由があることを借主が証明した場合は、30日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた当該自動融資（手数料、貸越利子及び遅延損害金を含みます。）の額に相当する金額（以下この項において「自動融資額」といいます。）について、その支払を請求しないものとします。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) キャッシュカードの暗証その他の返済用口座の名義人に係る情報の盗取により、返済用口座に紐づくサービスを他人に不正に利用され生じた自動融資についても、前5項を準用します。ただし、この場合、第1項、第3項、第4項及び前項における「キャッシュカード等」を「キャッシュカードの暗証その他の返済用口座の名義人に係る情報」に、「盗難」を「盗取」に、「4分の3」を「当行所定の割合」に読み替えるものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) (略)</p>	<p>19 盗難カード等による自動融資</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の申出がなされた場合、当該自動融資が借主の故意による場合を除き、当行は、当行等へ通知が行われた日の30日（ただし、当行等に通知することができないやむを得ない事由があることを借主が証明した場合は、30日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた当該自動融資（<u>料金、</u>手数料、貸越利子及び遅延損害金を含みます。）の額に相当する金額（以下この項において「自動融資額」といいます。）について、その支払を請求しないものとします。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(6) キャッシュカードの暗証その他の返済用口座の名義人に係る情報の盗取により、返済用口座に紐づくサービスを他人に不正使用され生じた自動融資（<u>当行所定の事由により生じたものを除きます。</u>）についても、前5項を準用します。ただし、この場合、第1項、第3項、第4項及び前項における「キャッシュカード等」を「キャッシュカードの暗証その他の返済用口座の名義人に係る情報」に、「盗難」を「盗取」に、「4分の3」を「当行所定の割合」に読み替えるものとします。</p> <p><u>(7) 前項にかかわらず、当行所定のサービスについては、当該サービスに係る規定に基づき補てんを行います。この場合において、他人に不正使用され生じた自動融資に係るものに限り、その発生の日から補てんの日までに生じた貸越利子及び遅延損害金については、当行は支払いを請求しないものとします。</u></p> <p>(8) (同左)</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2022年1月4日改定）**

改定前	改定後
<p>30 規定の適用</p> <p>本サービスに係る取扱いには、本規定のほか、「貯金等共通規定」、「通常貯金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「振替規定」、「振込規定」、「デビットカード規定」、「自動払込み規定」、「即時振替規定」<b>又は</b>「ゆうちょダイレクト規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとしします。</p>	<p>30 規定の適用</p> <p>本サービスに係る取扱いには、本規定のほか、「貯金等共通規定」、「通常貯金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「振替規定」、「振込規定」、「デビットカード規定」、「自動払込み規定」、「即時振替規定」、「ゆうちょダイレクト規定」、「<u>JP BANK VISAカード/マスターカード会員規定</u>」、「<u>JP BANK JCBカード会員規定</u>」、「<u>mijica 会員規定</u>」、「<u>スマートフォンアプリ利用規定</u>」<b>又は</b>「<u>ゆうちょPay利用規約</u>」の各規定が適用されます。ただし、各規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとしします。</p>

以 上